

# 千代田町会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千代田町会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は次の区域とする。

- (1) 千代田一丁目2番15号、16号、17号、23号  
千代田一丁目6番から11番
- (2) 千代田二丁目全域
- (3) 千代田三丁目全域
- (4) あかね町8番11号から29号  
あかね町9番、10番  
あかね町11番

(主たる事務所)

第3条 本会の事務所は、千代田ふるさとセンターに置く。

(目的)

第4条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 環境整備に関する事
- (3) 集会施設及び本会資産の維持管理、運営に関する事
- (4) 福利、厚生に関する事
- (5) 防火、防犯、防災及び交通安全に関する事
- (6) 行政その他の機関、団体との連絡協調に関する事
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(個人情報の取扱い)

第5条 会員名簿その他個人情報は、使用目的を明確にしなければならない。

2. 収集した個人情報は、その目的以外に使用しない。
3. 会員名簿は緊急時を除き、本人の同意なくして外部に開示しない。
4. 緊急時は、会長の判断により開示する場合がある。そのときも本人に事後承諾を得るものとする。

## 第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域内に住所を有する個人とする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出する。

2. 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2. 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事 若干名

(4) その他の役員 若干名

(5) 監事 2人

(役員を選任)

第11条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2. 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、会長の命を受けて、本会の業務を円滑に推進する。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び本会の資産の状況を監査すること。

(2) 千代田ふるさとセンターの会計を監査すること。

(3) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(4) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会において報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 定期総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第12条第4項第5号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

2. 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、一世帯をもって1個とする。

(1) 前年度の事業報告と決算報告

- (2) 新年度の事業計画と予算の提案
- (3) 役員を選出
- (4) その他通常の事項  
(総会の書面表決等)

第 23 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第 20 条及び第 21 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

## 第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 25 条 役員会は、第 10 条の役員をもって構成する。但し、第 4 号、第 5 号を除く。

(役員会の権能)

第 26 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 27 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は役員 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。

3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 28 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 29 条 役員会には、第 20 条、第 21 条、第 23 条及び 24 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは、

「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、柏市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
  - (2) 認可の取り消し
  - (3) 総会の決議
  - (4) 構成員が欠けたとき
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑 則

(帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第41条 この規約に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

附則

(施行月日)

1. この規約は、平成31年2月17日から施行する。

(旧規約の廃止)

2. 千代田町会規約（平成30年4月22日施行）は廃止する。

(経過措置)

3. この規約の施行の前日において千代田町会の役員である者は、この規約の規定にかかわらず、その任期満了までの間、この規約による役員に選任されたものとみなす。
4. この規約の施行の前日において千代田町会の会員である者は、第8条第1項の規定にかかわらず、入会申込書の提出を要しないものとする。
5. この規約の運用に伴い、その他必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。